

特集



災害時でも安全・安心なまちづくりを目指して

～災害時に市民の生命を守り救護にあたる関係団体との協定を締結～

東日本大震災の教訓からも、災害時における速やかな医療救護活動の支援は重要な役割を担っています。

市では、昨年9月、医療機関が集積している特色を生かし、市内の医療機関と災害時における医療救護活動などに関する4つの協定を締結しました。また、同日、市内の関係機関と、災害時における福祉避難所利用などに関する協定も締結しました。

今回は、その協定の内容を紹介します。

災害時医療などに関する協定を締結

市では、平成26年9月1日に清瀬市医師会・歯科医師会・薬剤師会・接骨師会と「清瀬市災害医療に関する協定」を、東京病院・複十字病院・山本病院・織本病院と「災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定」を、宇都宮病院と「災害時における産科医療の必要な者の受入れ協定」を、織本病院と「災害時における血液透析療法の必要な者の受入れ協定」の4つの協定を締結しました。

また、複十字病院副院長 池田 義毅氏と東京病院呼吸器センター 長田村厚久氏を、清瀬市災害医療コーディネーターに任命しました。

4つの協定の内容とは

上記の協定は、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、「清瀬市地域防災計画」の内容や、「災害医療体制のあり方について」（東京都福祉保健局 東京都災害医療協議会策定）が修正されたことに伴い締結されました。

緊急医療救護所の設置

従来、災害時における医療救護所は、各避難所に設置することが全国的な取り組みとなっていました。しかし、東日本大震災の際には、負傷者の多くが直接病院に向かってしまい、避難所に設けられた医療救護所にはほとんど姿を見せませんでした。

この教訓から、「災害発生72時間以内においては、災害拠点病院などの敷地内や近接地に緊急医療救護所を設置すること」が、「災害医療体制のあり方について」で示されました。これにより市内では、東京病院・複十字病院・山本病院・織本病院の4つの病院に緊急医療救護所が設置されることになりました。災害時に負傷した場合は、右記の緊急医療救護所へ向かってください。

産科医療・血液透析療法など専門的な医療が必要な方の受入れ

宇都宮病院・織本病院と締結した協定は、災害時に専門的な医療が必要な方の受け入れを行うために結んだものです。

「災害時における産科医療の必要な者の受入れ協定」では、大地震などで負傷したり具合が悪くなった妊産婦の方を、「災害時にお

る血液透析療法の必要な者の受入れ協定」では、災害時に人工透析を受けている方を診療します。

災害医療コーディネーターの委嘱

災害医療コーディネーターとは、大規模災害時に区市町村の要請に基づいて医療救護本部へ参集し、さまざまな医学的助言や医療情報の提供など、医療救護活動の調整を行う役目を持った方です。

任命されたコーディネーターは市の医療救護本部と連携し、専門的な立場から、緊急医療救護所で従事する医療救護班の活動を統括したり、医療情報を分かりやすく伝えるなど、災害時に市が迅速に対応できるよう調整します。

「清瀬市災害医療救護協議会」を設置

これらの協定を締結している市と各団体で、平成25年度より、「清瀬市災害医療救護協議会」という会議体を設け、市の災害医療救護体制を構築するため協議を続けています。その協議会で、より細かな検討を行うため、2月13日に、「災害時における緊急医療救護所の提供に関する協定」に基づき、複十字病院で訓練を実施しました。訓練は、「清瀬市内で震度



医師による診察



設置された緊急医療救護所

6強の地震が発生した」ことを想定し、「多数の負傷者の発生が予想されることから、緊急医療救護所の設置を清瀬市が決定したことを受け、市職員により緊急医療救護所を設置する」という内容で行いました。

今回の訓練を通し、緊急医療救護所に必要な物資や人員、レイアウトなどさまざまな事項の確認を行うことができました。

清瀬市災害医療救護協議会では、災害時における速やかな医療救護活動などに関する会議を平時も定期的に行っています。市では、今後も防災訓練などを通して、災害医療の円滑な活動を行えるように関係団体と連携を重ねていきま

すので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ

防災防犯課防災係 ☎497・1847 または健康推進課健康推進係 ☎497・2075

※災害発生時に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと

災害時における福祉避難所利用などに関する協定を締結

市では、平成26年9月1日、上記の災害時医療救護活動などの4つの協定の他、清瀬市社会福祉協議会（障害者福祉センター）と「災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定」を、清瀬市社会福祉協議会（障害者福祉センター）・社会福祉法人 嬉泉（子ども）の発達支援・交流センターとこ

災害時におけるボランティア活動の支援

「災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定」は、清瀬市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、それを市が全面的にバックアップすることで、災害ボランティアの受け付けや派遣調整、高齢者や障害者などの要援護者に対する支援・協力など、災害復旧活動を迅速かつ効果的に行うために結んだものです。市と社会福祉協議会では、平時からボランティア活動についての情報交換を行い災害時に円滑な連携・協力の体制をとることができるよう努めています。

「災害時における福祉避難所の利用に関する協定」は、福祉避難所の整備を推進するために結んだものです。

障害者や高齢者などを対象とした避難所も整備

福祉避難所とは、災害時に障害者や高齢者など、避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援など）を必要とする

左から順に、障害者福祉センター 田中センター長、社会福祉協議会 森原会長、渋谷市長、子どもの発達支援・交流センター 濱野主任



福祉避難所が開設された場合は、対象施設の職員を中心に、市職員や地域ボランティアの方が、対応可能な範囲で避難者の介護・生活などに必要な援助を行います。

災害発生時は、万事が一刻を争う事態となります。これらの協定は、「医療のまち清瀬」としても心強い支えとなります。

災害は防ぐことはできませんが減災はできます。市での対策に加え、皆さんも普段から避難場所、避難場所までの道順、連絡方法などを確認しておきましょう。

問合せ 社会福祉課 ☎497・2005

防災マップと洪水ハザードマップを配布中

市では、災害発生に備えて防災マップと洪水ハザードマップを作製し、市役所（防災防犯課）などの窓口で配布しておりますので、ご活用ください。

問合せ 防災防犯課防災係 ☎497・1847